

令和7年度 建設工事入札参加資格審査の申請について

令和7年度(市内)、令和7・8年度(市外)において亀岡市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、以下の事項に十分留意の上、資格審査の申請をしてください。

これまでの紙申請から、インターネットを利用した電子申請に変更となります。申請書等を市ホームページからダウンロードし、作成した書類を電子申請サイトにアップロードする方法です。

紙ファイルの郵送・持参は原則受け付けられません。

市内業者と市外業者の申請期間が異なりますので注意してください。

1. 競争入札に参加することができない者

(建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について 第2条)

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (3) 資格審査申請書を提出するときまでに市税(市外の者にあつては、その者に係る市町村民税)、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載をしなかった者。
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した建設工事に関係する債務を履行していない者。
- (7) 資格審査申請日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に直近の経営事項審査及び総合評定値の通知を受けていない者。
- (8) 前号の経営事項審査において、審査対象に選択した工事種類別の平均欄に完成工事高を有していない者。
- (9) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 - ア 条例第2条第3号に掲げる暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (11) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。以下「国土交通省告示」という。))第1の4の1の(1)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。))並びに国土交通省告示第1の4の1の(2)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。))及び厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。))の加入状況がいずれも「加入」または「適用除外」となっている総合評定値通知書に限る)の提出をすることができない者(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることを証明する書類の提出をすることができる者を除く。)

2. 申請方法

亀岡市ホームページに掲載する「電子申請サイト」(<https://bid-entry.com/>)にアクセスし、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(エクセル形式)及び添付書類(PDF形式)を受付期間中に申請してください。

※詳細は、「電子申請サイト」のヘルプ・マニュアル(<https://bid-entry.com/faq.html>)をご参照ください。

※紙での提出は不可とします。

| | | |
|------|------|------------------------------|
| 受付期間 | 市内業者 | 令和7年1月20日(月)から令和7年1月27日(月)まで |
| | 市外業者 | 令和7年1月31日(金)から令和7年2月14日(金)まで |

※受付期間後は、一切受け付けません。

※電子申請サイトは、受付期間中 24 時間利用できます(ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。)

3. システム利用料

●市内業者：無料(亀岡市内に本社又は本店を有する業者)

●市外業者：1申請につき 1,540 円(税込)

システム利用料については、申請登録後、システム内に支払画面が表示されますので、クレジットカード、コンビニ、ペイジー(銀行振込サービス)のいずれかをご利用ください。

市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。

お支払いは申請期間内に完了させてください。受け付け期間外でのお支払いは、申請が無効になることがあり、返金もされませんのでご注意ください。

審査の結果、認定されなかった場合であっても返金はできません。

4. 提出書類一覧

| No. | 提出書類 | 留意事項 | 市内業者 | 市外業者 | データ形式 |
|-----|---------------------------|---|-------|-------|-------|
| 1 | 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【建設工事】 | 【市様式】 ※国・府等の様式不可 | 必須 | 必須 | Excel |
| 2 | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 | 申請日時点において有効かつ最新の通知書を提出してください ※有効期限は結果通知の上部に記載された「審査基準日」から1年7ヶ月後までです | 必須 | 必須 | PDF |
| 3 | 建設業の許可証明書 | 許可証明書又は許可通知書 | 必須 | 必須 | PDF |
| 4 | 営業所一覧表 | 許可を受けた営業所一覧 主たる営業所の欄には本店・本社、その他営業所の欄には支店・支社等 同じ項目が記載されていれば既存資料でも可 | 必須 | 必須 | PDF |
| 5 | 工事経歴書 | 経営事項審査に添付したもの(直前2年間分) | 必須 | 必須 | PDF |
| 6 | 下請けに関する証明書 | 工事経歴書に記載された工事の中から直近1年間分の公共工事の下請のみ記載し、元請負人(発注者)の押印された証明書 | 該当者のみ | 不要 | PDF |
| 7 | 職員名簿 | 【市内】常時雇用されている職員 なお、役員、事業主を含みます 【市外】経営事項審査に添付したもの | 必須 | 必須 | PDF |
| 8 | 配水管技能者等調査票及び配水管技能者名簿 | 【水道施設工事登録者のみ】 作成注意事項の「配水管等布設工事における主任技術者等の技能者の配置について」を確認の上、調査票、名簿 | 該当者のみ | 不要 | PDF |
| 9 | 資格者証等 | 証書等を職員名簿の順に添付 (配水管技能者各講習会等の登録証等も含む) | 該当者のみ | 不要 | PDF |
| 10 | 登記事項証明書または住民票 | 法人事業者は登記全部事項証明書 個人事業者は代表者の住民票 3カ月以内に発行されたもの | 必須 | 必須 | PDF |
| 11 | 使用印鑑届 | 社印(法人用)及び代表者印を届けてください(社印がない場合は代表者印のみ) | 必須 | 必須 | PDF |
| 12 | 誓約書 | 代表者登録印(実印)を押印してください | 必須 | 必須 | PDF |
| 13 | 誓約書兼同意書 | 代表者登録印(実印)を押印してください | 不要 | 必須 | PDF |
| 14 | 役員等調書 | 申請者本人及び様式(注3)の使用人に該当する者について記載 代表者登録印(実印)を押印してください | 必須 | 不要 | PDF |
| 15 | 委任状 | 支店などで登録を希望する場合 | 該当者のみ | 該当者のみ | PDF |

| No. | 提出書類 | 留意事項 | 市内業者 | 市外業者 | データ形式 |
|-----|------------------------------------|--|-------|------|-------|
| 16 | 納税証明書(完納証明書) | 市町村民税の納税証明書(未納がない証明) 本店および登録を希望する支店営業所等の所在地の市町村が発行するもの 3ヵ月以内に発行したもの | 必須 | 必須 | PDF |
| 17 | 消費税及び地方消費税納税証明書 | 本店又は主たる事務所所在地を管轄する税務署が3ヵ月以内に発行したもの | 必須 | 必須 | PDF |
| 18 | 事業所の付近見取図並びに外観及び内部写真 | 事業所の所在地、営業実態が分かるよう記載 | 必須 | 不要 | PDF |
| 19 | ISO9001、又はISO14001の登録証(各登録証の取得者のみ) | ISO9001 又は ISO14001 を取得している方は、認定が確認できる登録証 | 該当者のみ | 不要 | PDF |
| 20 | 貸借対照表及び損益計算書 | 【免税業者の方のみ】 (直前2年間の営業年度分) | 該当者のみ | 不要 | PDF |
| 21 | 会社及び役員に関する調書(親子会社等調書) | 作成注意事項を参考に、次の事項を記入してください ○ 申請者の親会社に関する事項(商号名称、住所) ○ 申請者の子会社に関する事項(商号名称、住所) ○ 申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等) | 該当者のみ | 不要 | PDF |
| 22 | 社会保険等の加入確認書類 | (該当者のみ) 各機関発行の通知及び届の控え等 | 該当者のみ | 不要 | PDF |

※ なお、建設業の許可更新申請中のもので最新の書類が間に合わない場合については、別途理由書(任意様式)及び申請中であることがわかる書類を提出してください。

5. 提出書類の作成注意事項

- ※ 原本が紙等の場合は、スキャニング等により印影などが鮮明なPDF形式の電子データを作成してください。
- ※ PDF形式の提出書類は、各書類1ファイルとして作成してください。
- ※ 各様式は、ホームページからダウンロードしてください。

(1) 亀岡市 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書【建設工事】

- * 申請書は、ホームページからダウンロードし、記入例を参照の上、作成してください。
- * 国、府の様式は不可となります。
- * 希望業種について、入札を希望する建設業の種類は、最新の経営事項審査の「建設工事の種類」のうち、平均完成工事高欄に完成工事高のあるものに限ります。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

*申請日時点において有効かつ最新の通知書を提出してください。

*有効期限は結果通知の上部に記載された「審査基準日」から1年7ヶ月後までです

(3) 建設業の許可証明書

*許可証明書又は許可通知書を提出してください。

(4) 営業所一覧表

*許可を受けた営業所を記載し、提出してください。

*本社(本店)のみでも必要です。

(5) 工事経歴書

*経営事項審査に添付したもの(直前2年間分)を提出してください。

*ただし、公共工事で未記入がある場合(下請工事も含む)は、追加記入してください。

(6) 下請けに関する証明書

*工事経歴書に記載された工事の中から直近1年間分の公共工事の下請のみ記載し、元請負人(発注者)の押印された証明書を提出してください。ただし、その下請工事に係る契約書・請書等の写しを添付された場合は、不要とします。

(7) 職員名簿

【市内業者】

*審査基準日の前日における建設業に従事する職員について記載してください。なお、技術職員については、令和7年1月19日の状況を記載してください。

*職員とは、常時雇用されている職員とし、労務者又は、これに準ずる者は除きます。この場合、法人にあつては常勤役員、個人にあつては、その事業主を含みます。

*経験年数は、技術職員について記載し、採用年月日以前の経験年数も含めます。

*建設工事入札参加資格審査申請書の「F.業種情報」(3)希望業種で、「入札を希望する業種」の全てについて、営業所の専任技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ)欄に業種名を記入してください。

*技術職員及び資格について、変更が生じた場合、速やかに届けてください。

【市外業者】

*経営事項審査に添付したものを提出してください。

(8) 配水管技能者等調査票及び配水管技能者名簿

*【水道施設工事登録者のみ】下記作成注意事項の「配水管等布設工事における主任技術者等の技能者の配置について」を確認の上、提出してください。

○配水管等布設工事における主任技術者等の技能者の配置について

亀岡市上下水道部が発注する「配水管等布設工事」は、重要なライフラインに係る工事であることから、工事の技術力の確保のため、主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの者が配水管技能者であることが必要となります。

建設工事入札参加資格審査申請時点で、「配水管技能者がいない場合でも、「水道施設工事」の登録を希望することはできます」が、指名競争入札の場合は指名業者選定時、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請時に配水管技能者がいない場合は、入札参加要件を満たさないことになり、入札に参加することはできません。また、工事を受注した際に、主任技術者、監理技術者又は現場代理人のいずれかの者が配水管技能者として配置できない場合も入札に参加することはできません。

なお、主任技術者等の工事の受注者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係については従来と変更はありません。

配水管技能者の資格については次のとおりです。

- ※ 配置対象工事の区分に応じた配水管技能者の資格が必要となります。
- ※ 配置が必要な配水管技能者の資格は、工事毎に特記仕様書により指定します。

(A) 鋳鉄管工事の配水管技能者の資格

鋳鉄管工事の配水管技能者の資格は表-1のとおりとします。

表-1 対象工事と資格

| 配置対象工事 | 配水管技能者の資格 | 登録等の区分 |
|---|-----------------------------------|-----------------|
| 500mm 未満のダクタイル鋳鉄管耐震継手管(GX形管、NS形管等)を含む工事 | 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録 | 「耐震登録」又は「耐震継手」 |
| | 一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を有する者 | 「耐小」(耐震管φ450以下) |
| 500mm 以上のダクタイル鋳鉄管耐震継手管(NS形管、S形管等)を含む工事 | 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者登録 | 「耐震登録」又は「大口径」 |
| | 一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会受講証を有する者 | 「耐大」(耐震管φ500以上) |

※ 配水管工技能講習会(公益社団法人日本水道協会主催)受講修了者に交付される登録証の有効期限は発行日から5年間です。有効期限を迎える登録証は更新手続きが必要です。

(B) 水道配水用ポリエチレン管工事の配水管技能者の資格

水道配水用ポリエチレン管工事の配水管技能者の資格は表-2のとおりとします。

表-2 対象工事と資格

| 配置対象 工事 | 配水管技能者の資格 | 登録等 の区分 |
|-------------------------------|---|------------|
| 水道配水用 ポリエチレ ン管を含む 工事 | 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の配管施工講習会 (配水管用)の受講修了者又は旧団体(「水道用ポリエチレン パイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」)の施工 講習会の受講修了者 また、これと同等のメーカー(積水化学工業(株)、(株)クボタシー アイ)が実施する講習会を受講し、受講証を取得した者 | |

(C)配水管工事の配管従事者はこれまでの仕様書記載の通り、元請又は下請業者の有資格者であることとします。

(9) 資格者証等

- *技術職員のうち、資格(法令による免許など)を有する者は、その証書の写しを提出してください。監理技術者については、監理技術者講習修了証(講習終了履歴)の写しを提出してください。
- *水道施設工事登録者は、配水管技能者各講習会等の登録証(受講証)の写しを提出してください。

(10) 登記事項証明書または住民票

- *法人事業者は履歴事項全部証明書(3カ月以内に発行されたもの。)を提出してください。
- *個人事業者は代表者の住民票(3カ月以内に発行されたもの。)を提出してください。

(11) 使用印鑑届

- *契約に使用する印鑑を届けてください。
- *社印(法人用)及び代表者印を届けてください。(社印がない場合は代表者印のみ)
- *印鑑証明書の提出は不要です。

(12) 誓約書

- *代表者登録印(実印)を押印し、提出してください。

(13) 誓約書兼同意書

- *暴対法に規定する暴力団に該当しないことを証するための誓約書兼同意書です。
- *代表者登録印(実印)を押印し、提出してください。

(14) 役員等調書

- *申請者本人及び様式(注3)の使用人に該当する者について記載してください。
- *代表者登録印(実印)を押印し、提出してください。

(15) 委任状

*支店などで登録を希望する場合、提出してください。

(16) 納税証明書(完納証明書)

*亀岡市役所税務課窓口で納税証明交付申請書に記入し、市税について滞納がない旨の納税証明書の交付を受けてください。(3カ月以内に発行されたもの。) <完納証明>

*証明書の交付申請は、8:30~12:00、13:00~17:15 です。

*証明申請における本人確認を実施していますので、運転免許証など本人を確認できる書類、また、代理人申請や法人の証明申請の場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。詳しくは税務課(電話 0771-25-5014)に問い合わせてください。

*支店、営業所に委任する場合は、本社及び支店等の所在する市町村の証明書を両方提出してください。(3カ月以内に発行された市税について滞納がない旨の証明を提出してください。)

(17) 消費税及び地方消費税納税証明書

*消費税及び地方消費税の納税証明書は、本店又は主たる事務所所在地を管轄する税務署が発行します。未納税額のない証明を受けてください。(3カ月以内に発行されたもの。)

(18) 事業所の付近見取図並びに外観及び内部写真

*付近見取図は、わかりやすい目標(バス停、自治会、公共施設など)を入れて記入してください。

*外観写真は、外部の状況(社名などが写っているもの)がわかるものを提出してください。

*内部写真は、営業所としての体制が整っていることを現すもの(社員、電話、ファックス、机、什器備品、帳簿類など)を提出してください。

(19) ISO9001、又は ISO14001 の登録証(各登録証の取得者のみ)

*本社及び亀岡市内にある支店など並びに亀岡市内の支店などを統括する立場にある機関において、(財)日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO9001 又は ISO14001 を取得している方は、認定が確認できる登録証の写しを添付してください。

(20) 貸借対照表及び損益計算書

*免税事業者の方のみ直前2年間の営業年度分を添付してください。

(21) 会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)

*次の事項について記入してください。

○申請者の親会社に関する事項(商号名称、本店住所等)

○申請者の子会社に関する事項(商号名称、本店住所等)

○申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の称号等)

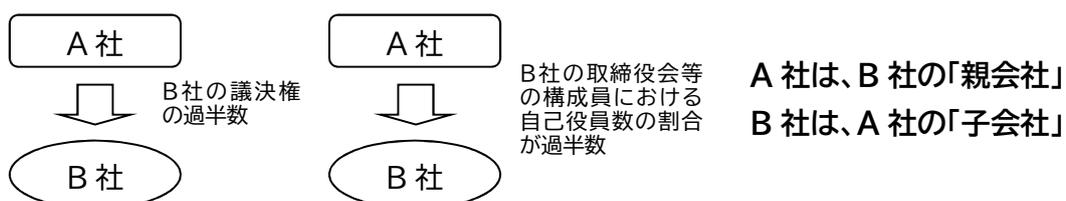
*上記のいずれかに該当がある場合は、記載してください。

《親会社・子会社の定義》

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社を言います。

- ・第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- ・第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

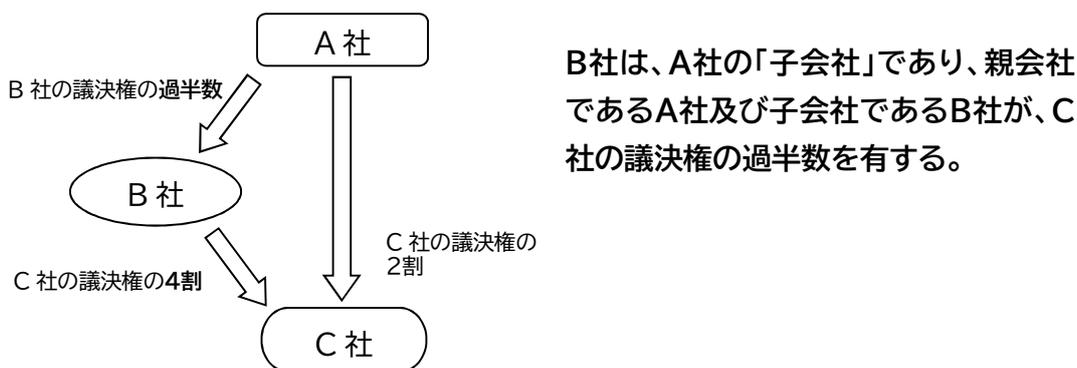
【 ケース1 】



会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)に記入する対象会社

| 申請者 | 親会社欄 | 子会社欄 |
|-----|------|------|
| A社 | — | B社 |
| B社 | A社 | — |

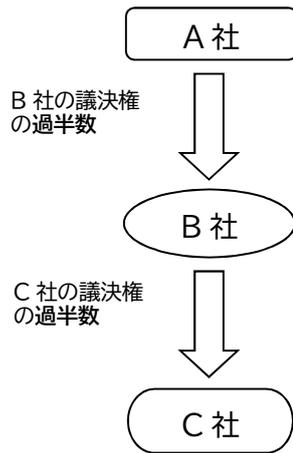
【 ケース2 】



会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)に記入する対象会社

| 申請者 | 親会社欄 | 子会社欄 |
|-----|------|-------|
| A社 | — | B社、C社 |
| B社 | A社 | — |
| C社 | A社 | — |

【 ケース3 】



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

会社及び役員に関する調書(親子会社等調書)に記入する対象会社

| 申請者 | 親会社欄 | 子会社欄 |
|-----|-------|-------|
| A社 | — | B社、C社 |
| B社 | A社 | C社 |
| C社 | A社、B社 | — |

《 役員 の 定義 》

- ① 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- ② 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

*申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、該当者について記入ください。

*「取締役」には、社外取締役も含まれますが、委員会等設置会社における取締役は含みません。

*「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため記入しないでください。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください

(22) 社会保険等の加入確認書類

*経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のその他の審査項目欄の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入の有無が「無」となっている方は、次の確認書類を必ず添付してください。社会保険等への加入をされていない場合は、入札参加資格申請の受付ができません。

ア 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類(以下①～⑤のいずれか)

- ① 保険料納付に係る「領収証書」
- ② 保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
- ③ 保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
- ④ 「健康保険・厚生年金保険取得確認および標準報酬決定通知書」
- ⑤ 加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」(提出先での受付済印があるもの)

イ 雇用保険の加入確認書類(以下①及び②又は、③、④のいずれか)

- ① 「労働保険概算・確定保険料申告書」

- ② ①により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
- ③ 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」(事業主通知書)
- ④ 「雇用保険適用事業所設置届出の事業主控」(提出先での受付済印があるもの)

6. その他

- (1) 当該申請による有資格者登録の期間は次のとおりです。
 - 市内業者 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - 市外業者 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 申請書及びその他の申請書類について、虚偽の事実が記載された場合には当該有資格者の登録を取り消すことがあります。
- (3) 入札参加資格審査申請後に、「住所」「商号又は名称」「代表者の役職及び氏名」「使用印鑑」「登録番号」「登録年月日」等に変更があった場合は、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更によって届け出てください。
- (4) 当該申請による有資格者登録の期間にわたって本社(店)以外の営業所等に入札、見積その他契約に関わる一切の権限を委任される場合は委任状を提出してください。この場合、受任者は当該営業所等の代表者としてください。
- (5) 審査に必要があるときは「提出書類一覧」に掲げる書類以外の書類等の資料提出を求めることがあります。
- (6) 経営事項審査を受け、最新の「総合評定値結果通知書」を得た際には、「総合評定値結果通知書」の写しを届け出てください。(有効期限が切れていると、公共工事を請負うことはできません。)
- (7) 社会保険等への加入について
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工現場における労働環境の改善を図るため、受注者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等の加入促進に向け、建設工事競争入札参加資格審査申請においても指導を強化する予定としています。審査時に加入状況の問い合わせ等をさせていただく場合がありますのでご了承ください。なお、未加入の事業主におかれましては、すみやかに加入の手続きを行ってください。
- (8) 資格審査の結果、適正と認められたものは入札参加者名簿に登録します。名簿は、一般の閲覧に供するほか、ホームページで公開します。